

豊洲土地区画整理事業における建設発生土の受入れ基準等検討委員会 設置要綱

(目的)

第1 豊洲土地区画整理事業における建設発生土の受入れについて、適切な受入れ基準及び運用のあり方に関する提言を行うことを目的として、「豊洲土地区画整理事業における建設発生土の受入れ基準等検討委員会（以下、「委員会」という。）」を設置する。

(検討事項)

第2 委員会は、次の事項を検討する。

- 一 土の受入れに伴う課題の整理・分析に関すること。
- 二 市場用地の視点を踏まえた、受入れ基準のあり方に関すること。
- 三 受入れ基準の実効性ある運用のあり方に関すること。
- 四 その他、必要な事項

(構成)

第3 委員会は、座長及び委員により構成する。

- 2 座長は、委員の互選とする。
- 3 委員は、別表のとおりとする。

(運営)

第4 委員会は座長が召集する。

- 2 委員会は非公開とする。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、関係職員あるいは委員以外の者の出席を求め、説明及び意見を求めることができる。

(委員の義務)

第5 委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第6 委員会の庶務は、都市整備局市街地整備部が行う。

(雑 則)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、座長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成22年 9月29日から施行する。

【別 表】

豊洲土地区画整理事業における建設発生土の受入れ基準等検討委員会
委員名簿

委 員	國府 勝郎	首都大学東京 名誉教授	【建設リサイクル】
委 員	高戸 章	社団法人東京建設業協会 事業委員会環境部会長	【建設業】
委 員	長谷川 猛	共立女子学園 非常勤講師	【環境】
委 員	南 和美	株式会社建設資源広域利用センター 事業部長	【建設発生土受入れ実務】
委 員	升 貴三男	都市整備局 技監	【行政】